

レンティア国家論と湾岸諸国の「民主化」

著者	松尾 昌樹
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	現代の中東
巻	37
ページ	19-31
発行年	2004-07
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005777

レンティア国家論と 湾岸諸国の「民主化」

松尾昌樹

はじめに

- 1 レントと政治体制
- 2 レンティア国家の政治変動
- 3 湾岸諸国の現状
おわりに

はじめに

レンティア国家 (rentier state(s)) という用語は、湾岸諸国の政治経済体制を説明する用語としてすでに広く人口に膾炙したと思われる。レント (rent) という用語がもつ非稼得性の収入というネガティブなイメージは、石油を除く国内の生産部門が貧弱であるにもかかわらず多額の収入を得ているという湾岸諸国のイメージと結合し、金利生活者 (レンティア) という呼称を流布させるに十分な力を得た。今日では、レンティア国家論はアラブ諸国の「非民主的」状況を説明する経済決定論の様相を呈している。近年になって、湾岸諸国における「民主化」の必要性和それが遅々として進まないという論調がマスメディアを通じて流布される現状にある^(注1)。例えば Zanoan は、湾岸産油国は石油収入という不労所得に支えられた状況に安穏としており、これまでに行なってきた国内の経済政策はばらまきの福祉政策のみで、改革が必要とされてい

る問題に目を向けずに非民主的な政治・社会状況を維持しようとしていると主張する^(注2)。Gambill も同様に、石油収入がアラブ諸国の「民主化」を阻害していると論じる^(注3)。

レント収入と「非民主的」特徴を組み合わせるレンティア国家を論じる手法は、1987年に Luciani と Beblawi によって編集された *The Rentier State* を源とする^(注4)。Luciani と Beblawi はレンティア国家に分類される国家は世界中に存在すると主張するが、現実には彼らが分析の対象としたのはアラブ諸国であった。Luciani はレンティア国家の定義として、国家収入に占めるレント収入の割合が40%以上であることを指摘している。レント収入については後述するが、ここでとりあえず「非税収入」をレント収入とみなすと、世界銀行が作成した *World Development Indicators* では10カ国がこの範疇に含まれ、アラブ諸国以外の国家も該当する(表1)。あわせて UNDP が依拠した民主主義の指標を参照すると、これら10カ国の「民主的/非民主的」度合いには、大きな幅が存在することが確認できる。

レンティア国家に分類可能な国家のなかで「非民主的」と評価される国家であり、かつアラブ諸国に該当する国家のみを対象とすることは、そのような行為が作為的にアラブ諸国やレ

ンティア国家のイメージを作り出しているという批判も成立する。この点において、湾岸諸国をレンティア国家と見なしてその「非民主的」特徴を論じる手法は、Sadowski のいう「新オリエンタリズム」の一種と見なすことができるかもしれない^(注5)。一方で、近年の湾岸諸国においてはさまざまな議会制度改革の動きがあり、これはレンティア国家論が説明するレンティア国家の特徴である政治的停滞状況には当てはまらない。レンティア国家論はあまりにも経済決定論的な傾向をもっており、湾岸諸国の政治体制に関する他のさまざまな要素を隠蔽してしまう危険性を含んでいる点には注意を払う必要があるだろう。

本稿では、レンティア国家論に関する議論のレビューを行ない、これまでにレンティア国家論に関してどのような議論がなされてきたのかという点を振り返る。この過程を通じて、湾岸諸国の政治変動の分析枠組みとしてのレンティ

ア国家論の問題点を指摘する。次に、近年の湾岸諸国の議会制度改革を例として、レンティア国家論では湾岸諸国の「民主化」を説明することが困難であることを指摘する。

なお、本稿では「民主化」の内容を以下のように設定する。レンティア国家論の出発点である Beblawi と Luciani の論文においては、「民主化」に関する明確な定義は見られない。しかしながら両名の議論においても、またその後のレンティア国家論の議論においても、主要な論点は「レント収入と国民の政治参加の関係」にある。国民の政治参加を具体的な制度として考えた場合、選挙に基づいて選出された代表によって構成される議会制度をあげることができよう。ただし、Brynen らが論じるように、ある国家が選挙制度に基づく議会を有していても、それは必ずしもその国家が「民主的」であることを意味しない^(注6)。選挙権が制限されていたり、政治的抑圧状況が存在するなかで行なわれ

表1 レント収入への依存と「民主主義」

	Nontax revenue (% of total current revenue)		民 主 主 義				
	1990	2001	Polityスコア	市民的自由	政治的権利	報道の自由	発言と説明責任
			-10~10	7~1	7~1	100~1	-2.50~2.50
コンゴ共和国	35	66	-6	4	6	71	-1.38
イ ラ ン	60	60	3	6	6	72	-0.36
ク ウ ェ イ ト	97	90	-7	5	4	48	0.08
ミ ャ ン マ ー	41	44	-7	7	7	100	-1.93
オ マ ー ン	73	73	-9	5	6	71	-0.5
バ ラ グ アイ	25	41	7	3	4	51	-0.7
シ ン ガ ポ ー ル	43	38	-2	5	5	68	0.11
U A E	62	48	-8	5	6	76	-0.51
ヴェネズエラ	22	42	7	5	3	34	-0.34
イ エ メ ン	43	61	-2	6	5	69	-0.63

(注) 「民主主義」の指標については、「Polityスコア」と「発言と説明責任」は数値が大きいほど「民主的」であり、その他の指標については数値が小さいほど「自由」とされる。

(出所) The World Bank, 2004 World Development Indicators, Washington, D.C.: 2004, および「表A1.1 ガバナンスの主観的指標」(国際協力出版会『UNDP 人間開発報告書 2002: ガバナンスと人間開発』古今書院2002年)をもとに、筆者作成。

た投票行動を、民意が反映されたものと判断することが難しいからである。これらの議論から、「レンティア国家論」における「民主化」とは、国民の政治参加とその拡大を意味することであり、その分析には単に議会制度の有無だけではなく、選挙権の拡大などの民意の反映のための実効性に関する視点が必要であるということが明らかとなる。そこで本稿では、議会の設置(再開)や、より広範な国民の政治参加を可能とする選挙権の拡大といった制度改革を「民主化」ととらえることとする。

1 レントと政治体制

—レンティア国家論の基本的枠組み—

レンティア国家と呼ばれる諸国の多くは産油国であるが、“レンティア国家”と“産油国”は基本的に別のカテゴリーである。世界の石油生産の状況を考慮すれば、レンティア国家が必ずしも産油国とイコールではないことが理解できる(表2)。産油国の上位10カ国までに含まれるアメリカ、ロシア、中国、ノルウェー、イギリスといった産油国がレンティア国家と呼ばれることはない。レンティア国家論の理論の中心的役割を担うのは、レント(rent)である。かつてレントという用語は「地代」と訳されることが多かったが、現在までにその概念の適用範囲が土地から得られる利益以外に大きく拡大しているので、広く用いられているように、ここでも「レント」と記述しても差し支えないと思われる。本稿はレントとは何かといった問題を扱うものではなく、また筆者にもそれを論じる能力はない。ただしレンティア国家論における「レント」とは、主に石油(天然ガスを含む)などの「非

稼得性」が見い出される利益で、国家に直接的に流入するものを指すということではできよう。

BeblawiとLucianiによると、レンティア国家は以下のように特徴づけられる(注7)。まず、レンティア国家は財源が国内の経済活動とほとんど関係がないという財政上の特徴をもっている。石油収入をレントの主要要素とするレンティア国家においては、石油生産に従事する労働者は国内の総労働者数の一部にすぎないが、国内における石油部門以外の生産部門が脆弱であるため、石油収入がその国家の経済活動に非常に大きな影響を与えるという特徴をもつ。また、石油収入の大半は輸出によって獲得され、国内の生産活動とほとんど関連をもたない。さらに、石油生産と輸出が国营企業で行なわれる場合、石油輸出から得られる利益は直接に国家に流入する。この収入がばく大であるため、政府は微

表2 世界主要産油国と湾岸産油国：生産量と順位(2000年)

(単位：1,000メートル・トン)

順位	国名	生産量/年
1	サウディアラビア	410,595
2	ロシア	321,692
3	アメリカ	287,933
4	イラン	182,997
5	ベネズエラ	164,146
6	中国	163,000
7	メキシコ	159,628
8	ノルウェー	158,625
9	イラク	126,452
10	イギリス	117,882
	アラブ首長国連邦	104,670
	クウェイト	99,308
	オマーン	47,629
	カタール	30,809
	バハレーン	1,878

(出所) United Nations, 2000 Energy Statistics Yearbook, New York: 2002
をもとに、筆者作成。

税によらない財政基盤を獲得することとなる。政府はこの収入を各種のサービスとして国民に配分する。結果として、ほとんどの国民は石油生産には関与せず、また税負担を負わなくとも、政府を通じて海外からもたらされる石油収入の利益の分配にあずかることが可能となる。

前出の「非レントイア国家」である産油国は、石油生産以外にも国内に相当規模の生産部門を有しているため、必ずしも石油収入が政府の収入の大半を占めることにはならない。また、自国で生産された石油が自国で消費される割合が高いために石油収入は国内の経済活動と密接な関係をもち、さらに石油生産の多くが民間企業によって行なわれるため、その収入は直接に政府に流入することはない。「レントイア国家」の中心にあるのは単なる石油収入ではなく、財政における徴税によらない外生的な収入、すなわちレント収入の割合の高さである。また、石油やガスといった資源の輸出から得られる利益に限らず、それらの輸送に関わるパイプラインの使用料や、運河使用料(エジプトのスエズ運河使用料がこれにあたる)なども石油と同様の外生的利益という性格をもっているため、レント収入に分類される。同様に、外国や国際機関からなされる財政支援もレント収入に含まれる^(注8)。

政府が税収に依存しない、換言すれば国民が税負担を免れているという状況は、レントイア国家論におけるレント収入と「非民主的」状況をめぐる議論の中心となっている。非税収入という財源を獲得した政府は、国内の経済活動と結びついた諸団体の意向に比較的左右されずに支出政策を策定することが可能となる。納税義務を免れた国民は政治参加要求を申し立てることではなく(「代表なくして課税なし」)、また政府は

各種サービスの提供を通じて国民の忠誠を買う。これにより、非民主的な政治体制が維持されると説明される。Andersonによれば、アラブ諸国は長い間、政治制度と経済構造の関連についての理論的研究の対象外とされており、例外扱いされてきた^(注9)。このような状況に対して、1980年代後半になってこの種の問題を取り扱う枠組みとしてレントイア国家論が登場し、大きな注目を集めたといえる^(注10)。

LucianiとBeblawiのレントイア国家論は、前述の特徴に当てはまるレントイア国家だけではなく、周辺アラブ諸国に対するレントイア国家の影響を考察の対象とすることで、広くアラブ世界を取り扱う枠組みとなっている点にも重要性がある^(注11)。この枠組みで中心的役割を果たすのは、石油という強力なレントを有する湾岸諸国である。前述の石油パイプラインの使用料というレントは産油国の周辺に形成され、また産油国が獲得するレントは財政支援という形で周辺の非産油国に流れ出し、これは周辺諸国のレント収入となる。かくして、湾岸諸国の周辺諸国もある程度のレント収入を獲得する半レントイア国家(semi-rentier states)となり、湾岸産油国を中心にアラブ諸国全体がレントイア国家的性格を帯びると説明される。これにより、レントイア国家の「非民主的」特徴はレントイア国家の影響力の拡大とともに、アラブ世界全域に見られる特徴として説明される。アラブ諸国の政治体制はおおむね権威主義的なものであり、そのような状況がアラブ世界全体の「非民主的」状況を説明するレントイア国家論に一定の説得力を認める要因となっている。Rossが述べるように、石油収入が民主主義を妨げるという主張は十分な統計的分析にかけられることなしに説

明変数として用いられており、このことはレンティア国家論が強い説得力をもつものとして受け入れられてきたことを物語っている^(注12)。

2 レンティア国家の政治変動

ーレンティア国家論の問題点ー

一方でレンティア国家論における議論には、レント収入と「非民主的」状態の関係をめぐる議論とは異なる方向性が存在する。その一つはレント収入を国内の生産部門の発展の阻害要因とみなす議論である。また、レント収入を政治変動の一因とみなす議論もある。前節で説明した「レンティア国家論」とは異なる方向性をもつこれら二つの議論のうち、前者は当該国家の政治体制（「民主的」か否か）に関する関心はおおむね低く、その議論は経済問題に集中しているため、この種の議論をここでは「レンティア経済論」と呼ぶ。また、後者の議論は主にイランを対象に分析が行なわれてきたことから、便宜的に「イラン型レンティア国家論」と呼ぶこととする。本稿が取り扱うのは湾岸諸国の政治体制と経済構造を結びつけたレンティア国家論であり、レンティア経済論やイラン型レンティア国家論はこの関心からやや外れる。しかしながらレンティア経済論やイラン型レンティア国家論の議論は、それらをレンティア国家論の議論と対比させることによって、レンティア国家論の主題であるレント収入と「民主化」を含む政治変動の欠如との関係の経済決定論的側面の虚構性を浮かび上がらせると考えられる。そこで、以下に簡単にレンティア経済論とイラン型レンティア国家論を確認しておきたい。

中東におけるレンティア経済論としては、イ

ランを対象としたMahdavyの論文がよく知られており^(注13)、Beblawiの「レンティア国家」の定義の一部もMahdavyによる「外生的レント」(external rent)という概念に立脚している^(注14)。Mahdavyは1960年代のイランの経済構造を分析し、国内の製造業が発展しない理由を考察した。その際にMahdavyが重要視したのは石油収入とその外在性である。イランにおいても、石油収入のほとんどの部分は輸出によって獲得されるため、その利益は国内の生産活動とほとんど関係をもたない^(注15)。この外在性は、政府に国内産業への課税によらずに大規模な支出政策の策定を可能とする^(注16)。また、この潤沢な資金によって国内の製造業が未発達のまま、輸入によって国内の商品需要を満たすことが可能となる。さらに石油産業部門の労働者の賃金に引きずられて全体の労働者の賃金が上昇するため、国内での商品生産よりも商品の輸入に惹きつけられる。このようにして、国内の農工業の発展を見ずに経済的に潤うようになり、イラン経済が「不生産労働」に立脚するようになる^(注17)。

Mahdavyの議論の枠組みは30年ほど前に提示されたものではあるが、今日の湾岸諸国の状況に当てはまる点も多い。例えば福田はサウディアラビアにおいて非石油部門の製造業が発展しない理由として、国内市場における輸入製品への依存が国内の製造業への投資や製造業の発展を阻害している点、また多くの国民が政府系機関に雇用されて高い給与水準を維持するために、民間部門の給与も高くなり、製造業の競争力に影響を与えていると分析する^(注18)。この種の議論はいわゆる資源輸出依存型の経済構造に起因する問題として議論されており^(注19)、Mahdavyの議論もその一種に位置づけられる

であろう。Mahdavy は国民からの税収に依存しない政府が圧力団体を買収し、反体制勢力を封じ込める力が強いという傾向を見出し、それを石油収入との関連で指摘してはいるが^(注20)、彼の議論の中心はイランの工業、農業などの生産部門が未発達のままに財政が豊かになる原因を石油収入に求め、その危うさを指摘する点にあり、「民主化」という問題は視野の外に置かれていた。

Mahdavy 以降にもイランを対象にレント収入に関する分析を行なった論文があり、ここではレント収入とイランの政治問題の関係について、Beblawi や Luciani らとは異なる議論が展開された。前述のとおり、Beblawi と Luciani のレント収入国家論においては、レント収入によって政府が国民の政治的自由を抑圧し、国民も政治参加を求めることがないため、政治変動が起こりにくいと説明される。しかしながら、イランは石油収入を獲得した後の1979年に革命を経験している。Skocpol は当時のイラン政府が強大な軍勢力と警察権力を有していたにもかかわらず革命によって崩壊した一因として、政府がレント収入に依存することで徴税制度を介した国民の動向把握への意識とその能力を失い、国民から乖離していた点をあげる^(注21)。また Shambayati は、1970年代のイランとトルコを比較し、レント収入が及ぼす政府と私企業との関係を分析した^(注22)。Shambayati によれば、トルコ政府の財政は税収に依存しており、そのために国内の企業家の意見を聞き入れる必要があり、また企業家は市民社会の意見を政府に伝えるため、政府と企業の間でコーポラティズム的な連携が形成されたと論じた。一方でレント収入に依存するイランでは、政府は国民から乖

離し、またブルジョワジーも政府に取り込まれたので、国民の政府への反発は改革ではなく革命となって現れたと論じた。

このようなイラン型レント収入国家論においては、政府の支出政策が既存の生産部門への圧力として作用する点や、政府と国民の乖離が重要視され、それが政府に対する国民の反発や革命という事態を生み出す原因として扱われる。イラン革命の原因をレント収入にのみ帰せることは難しいという点に留意しつつも、ここではイラン型レント収入国家論と湾岸アラブ諸国を対象とするレント収入国家論の間で、レント収入の役割が大きく異なっている点に注目したい。よく知られているように、湾岸アラブ諸国は石油輸出によるレント収入を基盤にした経済発展を経験する以前には、国内には特に生産部門は存在しなかった。このため、湾岸アラブ諸国を対象とするレント収入国家論においては、生産部門と結びついた国内諸集団がレント収入の増加前後でどのように変化したのかという問題に対する関心が低く、この変化が政治変動を促す可能性をもつことを見落としていたと指摘できよう。

レント収入国家論に懐疑的な Okruhlik は、このような問題点を重視しつつ、1年間にわたるサウディアラビアでのフィールドワークをもとに、政府によるレント配分政策自体が国内で政府に批判的な諸勢力を形成する要因となっていることを指摘する^(注23)。Okruhlik によれば、サウディ政府によるナジド地域やその出身者への優遇政策によって、その政策以前に利益を得ていたヒジャーズの商人集団の間で政府への批判が高まっていること、シーア派のコミュニティーに対する利益配分が後回しになり、シーア派

住民による反体制活動がみられたこと、イエメン国境に近い南西部地域の開発が遅れ、同地域の住民が政府に不満をもち始めていることなどがあげられている(注24)。さらにOkruhlikによれば、政府の利益配分の恩恵に浴することは、国民の間では恩恵ではなく権利として認知されているという(注25)。

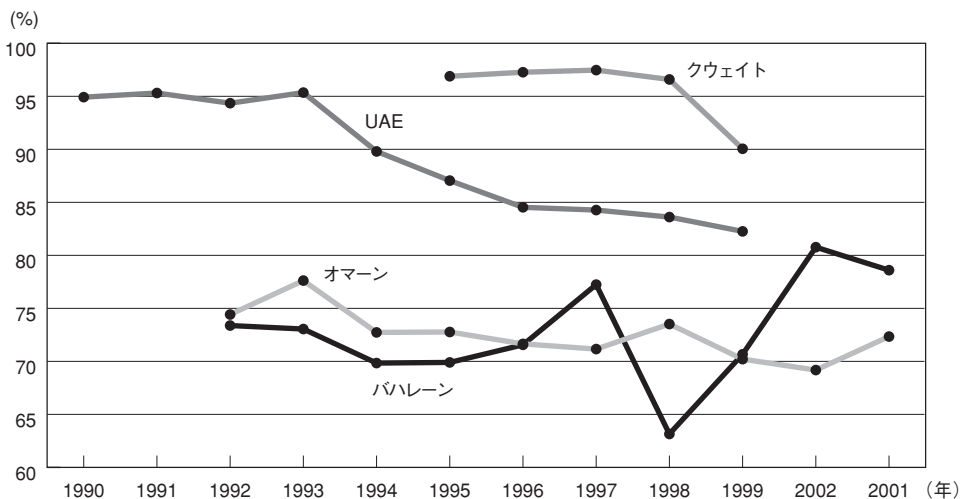
またBrynenらは、レント収入が「民主化」を阻害するというレントリア国家論の仮説は一定の説得力をもっているものの、経済危機以外の政治変動の可能性を提示することがなく、クウェイトでの国会再開や、オマーンやサウディアラビアで議会制度が開始された事例をうまく説明することができないと指摘している(注26)。

3 湾岸諸国の現状

湾岸諸国が今日でもレントに依存する財政状況にあることは明らかである。最近10年間の湾岸諸国のレント依存度はクウェイトが90%以上で最高であり、これにアラブ首長国連邦が続く、その他諸国はおおむね60~80%の間にある(グラフ)。レントリア国家論に従えば、レント依存度が高いクウェイトよりも、レント依存度が低いオマーンの方が、「民主化」が進展しているということになろう。しかしながら以下にみるように、状況はそのような想定とは異なり、レント依存度と民主的傾向には因果関係を見出すことは難しいことがわかる。

湾岸諸国のなかで最も古くから議会制度を有しているのは、クウェイトである(注27)。1961年

湾岸諸国の財政におけるレント収入依存割合



(注) ここではIMFの項目を用いて、Nontax RevenueとGrantsの合計額をレント収入とし、Total Revenueに占めるレント収入の割合を算出した。なお、同資料にはサウディアラビアとカタールについてはNontax Revenueの項目はない。

(出所) International Monetary Fund, *Government Finance Statistics Yearbook 2002*, Washington, D. C.: 2002を参照し、筆者作成。

末にイギリスの保護国下から独立したクウェイトは翌年に憲法を成立させ、それに基づいて選挙が実施され、サバーハ家によって世襲される首長の下に一院制の議会制度が開始された。この議会は開催当初から首長と対立し、また周辺アラブ諸国の動向（第3次および第4次中東戦争、イエメンをめぐるサウディアラビアとエジプトの対立など）を反映して不安定な様相を呈していた。1976年にはレバノン内戦の影響が波及することを恐れたサバーハ首長は議会を解散してその活動を停止した。その後イラン革命の発生とそれに続くイラン・イラク戦争の開始を反映したクウェイト社会の騒乱を背景に、議会再開の聲が高まり、これに応える形で1981年2月に選挙が実施され、議会が再開された。その後1982年の非公式株式市場における株価暴落事件（スーク・アルマナーハ事件）と原油価格の低迷によるクウェイト経済の混迷を背景に政府批判が噴出した。また、首長の暗殺未遂事件や原油パイプラインを狙った爆破事件が発生し、経済面に加えて治安面においても政府に対する批判が高まった。これに対して政府は1986年7月に議会を解散し、議会制度は停止されることとなった。この後しばらく議会は停止状態にあったが、1990年に始まる湾岸戦争とその終結後にアメリカがクウェイトの民主化を要求したことから、92年に選挙が実施され、議会が再開された。この議会は、1996年、99年、2003年の選挙を通じて、今日まで機能している。

クウェイトの議会制度は他の湾岸諸国と比較して長い歴史をもっているだけでなく、後述するサウディアラビアやオマーンの議会とは違って立法権を有している点が「民主化」という側面において湾岸諸国のなかでも際立ってい

る。しかしながら、選挙権が著しく制限されている点にも留意する必要がある。クウェイトにおける選挙権は21歳以上のクウェイト人男性に限定されており、女性は選挙権をもたない。またクウェイト人の国籍は1920年以前にクウェイト市壁の内側に居住していた人物の子孫にあり、帰化クウェイト人は帰化後20年間を経ずに選挙権を行使することはできないなど、厳しい制限がある^(注28)。

クウェイトより遅れて1973年に選挙を行ない、議会を機能させたバハレーンは、早くも75年には議会を解散させ、その後長い間議会は開催されなかった^(注29)。しかしながら2002年に議会制度が復活・改革され、これは現在でも機能している。議会はそれぞれ40名の議員で構成される二院制で、上院40名は国王に任命され、下院40名は2002年に行なわれた男女普通選挙によって選出された。なお、立法権は国王と上下両院の三者がそれぞれをもつとされている^(注30)。

バハレーンと同様に政治改革を進めているのがカタルである^(注31)。カタルでは1999年に中央自治評議会議員の選挙が行なわれ、女性に対しても選挙権と被選挙権が与えられた。2004年4月に行なわれた第2回中央自治評議会議員選挙では、女性議員も誕生している。また2004年には18歳以上のカタル人男女による普通選挙が実施され、45名からなる一院制の議会が設置される予定である。この45名の議員のうち、30名が普通選挙で選出され、15名が国王に任命されることとなっている。国王は立法権をもたず、議会在立法権をもつが、国王は法案を議会に差し戻すことができるとされる。バハレーンやカタルにおける議会制度改革はまだ始まったばかりであり、評価を下すことは難しいが、

普通選挙で議員を選出し、立法権を有する議会を機能させようとする動きは、「民主化」が進展しているものと評価することができよう。

オマーンには国家議会と諮問議会から構成される二院制の議会制度が存在する。上院に当たる国家議会の議員は国王の勅選であるが、下院に当たる諮問議会の議員は現在では選挙によって選出されている。諮問議会は1991年から存在し、3年を任期として2003年の改選までに5期の議会が開催されてきた。3年ごとに行なわれてきた議員の改選に伴い、議員の選出方法は徐々に改革された。1991年(第1期)と94年(第2期)の議員は国王に任命され、97年(第3期)の改選では制限選挙(有権者数5万1000人)を通過した候補者のなかから国王が任命した。2000年(第4期)は制限選挙(有権者数17万5000人)によって議員が選出され、2003年(第5期)の議員は男女普通選挙(有権者数82万人)によって選出された。このような選挙権の拡大の動きは、「民主化」として評価することが可能であろう。しかしながらオマーンの諮問議会と国家議会はともに立法権を有しておらず、この点においてクウェイトやバハレーンよりも「民主化」の度合いは低いと判断できよう。

サウディアラビアは諮問評議会有している。富塚によれば1932年にはサウディアラビア憲法を制定する発表がなされていたが、実行には移されなかった。その後も1962年にはいわゆる「自由プリンス」による立憲民主主義確立の主張がなされ、これに対応するように同年に国家基本法の制定が発表されたが、実現にはいたらなかった。また1975年にはファイサル国王の暗殺後に国王となったハーリドによって諮問会議の設置が公表されたが、これも実現さ

れなかった。同様に、1980年には前年にシーア派がメッカを一時占拠したいわゆる「メッカ事件」後の声明として、国家基本法の制定と諮問評議会の設置などを発表した。実現されなかった^(注32)。実際に諮問評議会が設置されたのは1994年のことであった。サウディアラビアの諮問評議会議員は現在は勅選であり、また同評議会は立法権をもたない。

湾岸戦争開始後のサウディアラビアにおける政治改革の背後には、さまざまな請願書の存在があった^(注33)。湾岸戦争中の1990年11月には、ジェッダの学者・有識者を中心とする43名が署名した政治改革を求める請願書が国王宛てに提出され、諮問評議会の設置や報道の自由などの要求がなされた。また1991年5月には宗教関係者や大学教授を中心とする472名が署名した請願書が国王宛てに提出され、諮問評議会の設置とともに、シャリーアに基づく政治・経済規則の適用などが要求された。また1992年8月には宗教関係者50名以上が署名した請願書が提出され、報道や行財政制度などの広範囲にわたるシャリーアの適用が求められた。また2003年1月には、知識人等104名が署名し、サウド家の皇太子らに宛てた「立憲改革の未来像」という請願書が提出された。そこには諮問評議会議員の3分の1を選挙を通じて選出すること、政治活動の自由や表現の自由などが要求されていた^(注34)。また同年4月には女性24名を含むシーア派448名が署名したシーア派への差別状況の改善を求める請願書が提出された^(注35)。このような事態をふまえ、同年6月には「国民対話会議」が開催され、スンナ派とシーア派の双方の宗教学者が参加し、改めて国民の政治参加が謳われたという^(注36)。また報道によれば、

2003年10月にサウディ政府は1年以内に地方議会の半数を住民の直接選挙によって選出し、さらに3年以内に諮問評議会議員の一部を選挙で選出する方針を発表した^(注37)。これが実現されれば、国民の政治参加の権利が拡大することとなり、「民主化」として評価することができるであろう。

このように近年の湾岸諸国には、レントへの依存傾向を維持しつつも、議会制度改革という「民主化」がみられる。レント収入に依存する国家では「民主化」が進展せず、また政治変動が発生しないと説明されるため、このような「民主化」は説明できない。一方で、上記のような近年の湾岸諸国における「民主化」を、レント収入の減少と結びつけて論じることも可能かもしれない。1980年代前半の逆石油ショックと80年代後半の油価の下落によって引き起こされた湾岸諸国の財政黒字の縮小や赤字財政への転落は、電力・水道・教育などのサービスや医療等の福祉の有料化などを通じた歳出削減の必要性の議論を浮上させ、このことが湾岸諸国の国民に政府批判を行なわせることになるのではないかという予測がなされてきた^(注38)。また、1990年代後半の原油価格の低迷によって所得税の導入が必要となり、これによって国内のさまざまなグループが政治参加を要求することになると指摘する論調もある^(注39)。しかしながら、このような予測はレント収入に限定して適用されるものではない。財政悪化による公共サービスの有料化または料金値上げが国民の政府批判を促進するという予測は、その国家の経済基盤がどのような場合にも当てはまる一般的な予測にすぎず、レント収入に限定して適用されるものではない。

したことはない。

また、近年の湾岸諸国の「民主化」を、歳出削減によって引き起こされた国民の政府批判に対応する形で発生したものと評価することは必ずしも適切ではない。例えば、バハレーンとカタールにおける「民主化」は、いずれも為政者の交代という事態を受けて発生した一連の政治改革の一部と見なすことができる。先鞭をつけたのはカタールであり、1995年に宮廷クーデターによって首長の座についたハマド・ビン・ハリファは、今日では有名となった衛星放送局であるアル・ジャズィーラを立ち上げ、また98年には情報文化省を廃止して検閲制度を廃止した。また2003年4月には、新憲法が18歳以上のカタール国民を有権者とする国民投票にかけられ、圧倒的多数(96%)の賛成で承認された。前述の2004年に予定されている議会選挙は、この新憲法に則して行なわれる^(注40)。またバハレーンに関しては、1999年に没したイーサーの後を継いで首長の座についたハマド・ビン・イーサーは、父イーサーの治世に投獄されていたシーア派を中心とする多くの反体制活動家を釈放するとともに、2002年には憲法改正を行ない、議会制度を復活させた。このようなカタールやバハレーンの「民主化」は、新しい為政者が国民の支持を取りつけ、またその地位に対する国際的な承認を獲得するための手段として「民主化」を用いた結果と評価することができよう。

一方で、カタールにおいて2004年に予定どおりに議会が機能する際、それがバハレーンにおける議会政治とは異なる状況になることが予想される。すなわち、カタールでは国内に政府批判を展開する政治集団が存在しないため、無風選挙となり、なんらかの争点が生じる見込みは低

いと考えられる^(注41)。またバハレーンでは、イスラム勢力と世俗派勢力の対立が存在しており、先に行なわれた選挙ではイスラム勢力が19議席、世俗派が21議席という結果となっている^(注42)。

選挙を通じて複数勢力が競い合うバハレーンの状況は、クウェイトとの類似性を指摘することもできよう。クウェイトでは公式には政党の存在は認められていないが、政治ブロックという形で複数の政治集団が形成されている。バハレーンとクウェイトの財政基盤を参照すると、バハレーンは湾岸諸国のなかでレント依存度が比較的低い部類にあり、一方でクウェイトは常にレント依存度が高い。議会が立法権を有し、複数の政治集団が存在するという点で「民主化」の方向性が似通っているバハレーンとクウェイトは、レント依存度という点では湾岸諸国のなかでも対極に位置している。バハレーンとクウェイトの「民主化」の類似性は、両国ともに独立時に選挙に基づく議会制度が存在していたこと、為政者の権限によって議会が停止されていたこと、湾岸戦争や為政者の交代という事態に対応するために議会制度が再開されたこと、国内に複数の政治集団が存在すること、などのさまざまな要因から説明される問題である。このように、湾岸諸国で進展している「民主化」は、レンティア国家論では説明が難しいといえる。

おわりに

レンティア国家論がアラブ諸国において権威主義的な体制が維持される理由がある程度説明していることは否定できない。しかしながら、それはレント収入に依存する国家が「民主化」

を行なわず、レンティア国家において政治変動が発生しないことを意味するものではない。近年の湾岸諸国で進行している「民主化」の事例に明らかなように、為政者の意図や各国内部の政治集団の配置など、レント収入以外のさまざまな要素を考慮することによって、レンティア国家の「民主化」と政治変動を考察の対象とすることができる。

イラク戦争以降にアラブ諸国の「非民主的」傾向がマスメディアで流布されるようになった背景には、明らかにアメリカが進める「中東の民主化」政策がある。「民主化」というアメリカの主張が中東への介入の正当化を狙ったものであることは明らかである。一方で、いわゆるカーター・ドクトリン以降、アメリカは湾岸諸国を強力に支援し続け、武器供与等を通じて「非民主的」な湾岸諸国を支え続けてきた点は無視できない^(注43)。「レンティア国家」の「非民主的」体制を支えた要因をレントに限定することは、その他多くの要因をおおい隠してしまう点に注意を払う必要がある。民主化という表現が単なる政治体制や諸制度の改革ではなく、武力行使を含んだ外交政策を正当化する用語として機能していることを考慮すれば、ともすれば民主化のための介入を正当化しかねない「レンティア国家」という枠組みを用いることには、これまで以上に慎重な姿勢が必要とされる。

(注1) *The Economist* 誌においては、“Saudi Arabian Murmurs : Palpitations at the Kingdom’s Heart” (2002年8月24日号)、“Saudi Arabian Reform : Praying to Make their Kingdom Nicer” (2003年1月11日号)、“Arab Democratic Reform : Arab Reform, or Arab Performance ?” (2003年7月19日号)、といった記事が並んでおり、いずれも「民主化」の進展が困難な状況を報じている。

- (注2) Zanoan, V., "After the Oil Boom : The Holidays Ends in the Gulf," *Foreign Affairs*, November/December 1995. なお, Zanoan はレンティア国家やレント収入といった術語を用いず, 代わりに不労所得 (unearned income) という表現を用いているが, 内容的にはレンティア国家論を念頭に置いていることは明らかである。
- (注3) Gambill, G. C., "Explaining the Arab Democracy Deficit : Part 1," *Middle East Intelligence Bulletin*, Vol.5, No.2, February-March 2003.
- (注4) Beblawi, H. and G. Luciani eds., *The Rentier State*, London : Croom Helm, 1987.
- (注5) Sadowski, Y., "The New Orientalism and the Democracy Debate," *Middle East Report*, No.183, 1993.
- (注6) Brynen, R., B. Korany, and P. Noble, "Introduction : Theoretical Perspective on Arab Liberalization and Democratization," in R. Brynen, B. Korany, and P. Noble eds., *Political Liberalization & Democratization in the Arab World*, Boulder : Lynne Rienner, 1995, Vol.1, p.4.
- (注7) Beblawi, H., "The Rentier State in the Arab World," in Beblawi and Luciani eds., *The Rentier...*, および Luciani, G., "Allocation vs. Production States : A Theoretical Framework," in Beblawi and Luciani eds., *The Rentier...* を参照。
- (注8) 一方で, 海外への出稼ぎ労働者からの送金もまたレント収入に含まれるという議論もある。この送金は, 国内の経済活動とは無関係であるという点ではレント的特徴をもっているが, 直接政府に流入しないためにこれをレント収入に含めないという議論もある。本稿では, 後者の立場を採用して出稼ぎ労働者からの送金はレント収入に含めない。
- (注9) Anderson, L., "The State in the Middle East and North Africa," *Comparative Politics*, Vol.20, No.1, 1987, p.1. ; Hudson, M. C., "After the Gulf War : Prospects for Democratization in the Arab World," *Middle East Journal*, Vol.45, No.3, 1991, pp.407-408.
- (注10) この点については, 伊能が Anderson や Zartman の主張をもとに, 総論的取りまとめを行なっている。伊能武次「中東諸国の政治と国家へのアプローチ」(『中東における国家と権力構造』アジア経済研究所 1994年)。
- (注11) Beblawi, "The Rentier State...", pp.59-61 ; Luciani, "Allocation...", pp.78-81.
- (注12) Ross, M. L., "Does Oil Hinder Democracy?," *World Politics*, No.53, April 2000, p.330.
- (注13) Mahdavy, H., "The Patterns and Problems of Economic Development in Rentier States: The Case of Iran," in M. A. Cook ed., *Studies in the Economic History of the Middle East : From the Rise of Islam to the Present Day*, London : Oxford University Press, 1970.
- (注14) Beblawi, "The Rentier State...", p.51.
- (注15) Mahdavy, "The Patterns...", p.429.
- (注16) Ibid., p.432.
- (注17) Ibid., pp.435-436. なお, Mahdavy は外国からの援助は一時的な性格をもっているため, 石油収入などのレントと同列に扱うことはできないとして, 援助をレントの範疇から除外する。この点は Luciani や Beblawi とは異なる点である。
- (注18) 福田安志「サウジアラビアにおける非石油分野の工業化」(『現代の中東』No.35 2003年) 7~8ページ参照。なお, 福田は他にも, 広大な国土に比して人口が少ないために十分な市場形成が行なわれなかったこと, 水に乏しい自然環境, 社会文化的要素もあげている。
- (注19) いわゆる「オランダ病」に関連する議論や, resource curse と呼ばれる議論を指す。資源輸出に依存する経済構造が招く国内製造業の停滞や, 自国通貨価値の上昇に伴う輸出産業への圧迫と輸入の促進といった状況は, おおむね石油輸出に依存するレンティア国家にも当てはまる。
- (注20) Mahdavy, "The Patterns...", pp.466-467.
- (注21) Skocpol, T., "Rentier State and Shi'a Islam in the Iranian Revolution," *Theory and Society*, Vol.11, No.3, 1982.
- (注22) Shambayati, H., "The Rentier State, Interest Groups, and the Paradox of Autonomy : State and Business in Turkey and Iran," *Comparative Politics*, Vol.26, No. 3, 1994.
- (注23) Okruhlik, G., "Rentier Wealth, Unruly Law, and the Rise of Opposition : The Political Economy of Oil State," *Comparative Politics*, April 1999.
- (注24) Ibid., pp.297-300.
- (注25) Ibid., p.301.
- (注26) Brynen, Korany, and Noble, "Introduction : ...," p.16.

- (注27) Zahlan, R. S., *The Making of the Modern Gulf States: Kuwait, Bahrain, Qatar, the United Arab Emirates and Oman*, Reading : Ithaca, 2002 (revised and updated edition) .
- (注28) これらのクウェイトの選挙権の問題については、保坂修司「クウェイトの民主主義—国民議会の展開—」(日本国際問題研究所『中東・イスラーム諸国の国家体制と民主化』1999年)68～71ページを参照。なお、保坂は同論文において、政府側が選挙で有利になるように露骨なゲリマンダリングを行なっていることも指摘している。
- (注29) Zahlan, *The Making of ...*, pp.72-74.
- (注30) バハレーンやカタールの最近の改革の動向に関しては、松本弘「GCC諸国の民主化—バハレーンとカタールの事例から—」(『視点—point of view』[http://www.jiia.or.jp/report/shiten/0310_matsumoto.html])を参照。
- (注31) 中央自治評議会は自治区を統括する自治農業省に対して勧告を行なう役割を担う。徳原透「カタールに見る中東首長国の民主化とその可能性—制度的分析—」(『中東動向分析』[中東経済研究所] Vol.2, No.3 2003年)18ページ参照。
- (注32) 富塚俊夫「民主化問題に揺れる湾岸王制諸国」(『中東協力センターニュース』1991年4月)45ページ所収の「表3 サウディアラビアの統治制度改革の主要な動き」を参照。
- (注33) 富塚俊夫「湾岸戦争後の湾岸王制諸国における民主化の動き—ファハド国王宛の3つの請願書をめぐって—」(『中東協力センターニュース』1993年1月)26～30ページ参照。
- (注34) *al-Quds al-Arabi*, 30 Jan 2003 (<http://www.alquds.co.uk:8080/archives/pdf/2003/01Jan/30JanThu/Quds01.pdf> および <http://www.alquds.co.uk:8080/archives/pdf/2003/01Jan/30JanThu/Quds13.pdf>).
- (注35) *al-Quds al-Arabi*, 1 May 2003 (<http://www.alquds.co.uk:8080/archives/pdf/2003/05May/01MayThu/Quds06.pdf>).
- (注36) 中村覚「サウディアラビアにおける民主化要求—政治的対立の構図と今後—」(『国際問題』No.522 2003年)17～19ページ参照。
- (注37) Arabic News. Com (<http://www.acabicnews.com/>), 10/14/2003; 10/20/2003.
- (注38) 畑中美樹「湾岸諸国の財政赤字と経済への影響」(福田安志編『GCC諸国の石油と経済開発—石油経済の変化の中で—』アジア経済研究所 1996年)80～81ページ参照。
- (注39) ラアド・アルカディエーリ「石油と湾岸諸国：改革への再現」(『中東協力センターニュース』1998年10月)。
- (注40) 徳原 前掲論文 18ページ参照。
- (注41) 松本 前掲論文参照。
- (注42) 畑中美樹「バハレーン議会選挙, 2回目の投票結果が判明」(『最近の中東情勢から』[http://www.idcj.or.jp/1DS/11ee_josei021107_2.htm])を参照。
- (注43) Chodikoff, D. W., "Political Dimensions of Superpower Intervention in the Gulf," in R. B. Byers and D. Leyton-Brown eds., *Superpower Intervention in the Persian Gulf*, Tronto : Canadian Institute of Strategic Studies, 1982, pp.22-26.

(まつお・まさき/東北大学大学院)